

平成30年度 第2回
鴨川市社会教育委員会議 会議録

平成31年3月19日（火） 午後1時30分開会

鴨川市天津小湊支所 3階 会議室

鴨川市教育委員会 生涯学習課

平成30年度 鴨川市社会教育委員会 会議録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 19 日（火） 開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 00 分
 2. 場 所 天津小湊支所 3 階会議室
 3. 出席者 次のとおり
【委 員】井藤 機句男 委員、高橋 和夫 委員、浅田 朋靖 委員
石田 三示 委員、吉田 明子 委員、仲澤 博 委員
※欠席（川名 康介 委員、川名 敏昭 委員、鈴木 淳 委員
鈴木 希彦 委員）
【事務局】月岡教育長、石川課長、真田文化振興室室長兼課長補佐、
岡安社会教育係長、洲永主査、四宮主査、高橋主査、渡邊主査
 4. 傍聴人 なし
-

1. 開会

鴨川市社会教育委員会会議運営規則第 6 条の規定に基づき、会議の成立報告。

2. 教育長あいさつ

月岡教育長

3. 報告

- (1) 平成 31 年度鴨川市生涯学習課 事業計画（案）について
- (2) 芸術・文化の拠点施設について
- (3) 図書館の開館時間の変更について
- (4) 移動教室バスについて

4. 議題

《議件 1：市民ギャラリーについて》

（石田議長）

それでは、ここから次第〔4. 議題〕に入りますが、ここで議事録署名人の選出に入ります。私からの指名で申し訳ありませんが、議事録の署名人を井藤委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

（石田議長）

以後の発言につきましては、挙手のうえ、議長の許可を得た後に発言をお願いいたします。

それでは、『市民ギャラリーについて』事務局より説明をお願いします。

●説明

・市民ギャラリーについて（石川課長）

（石田議長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、市民ギャラリーの存続と閉館については、「今

まで市民ギャラリーが果たしてきた役割がどうなるのか。」もう1つは、「長谷川昂先生の作品をどのように維持していくのか。」といった2つの問題があります。そこに特化する訳ではありませんが、それも踏まえながら、質問をいただきたいと思います。では、皆さんからの質問をいただきます。

（仲澤委員）

長谷川昂先生の作品を分散するのは、子ども達のためには、出来れば一番良いのは、一カ所が良いですね。どこかで出来ないでしょうか。

（事務局：石川課長）

現在、皆さんの前で具体的な案をお話し出来る状況でないのは申し訳ありません。おっしゃるように、今まで市民ギャラリーに行けば、40点近くの長谷川昂先生の色々なテーマの作品をご覧いただけました。ただ、鴨川市には、市民ギャラリーに展示している作品だけでなく、合計すると150点近くの大小の長谷川昂先生の彫刻作品が寄贈されています。今、文化財センターの2階の収蔵庫に保管しているのですが、そこも手狭になってきています。一カ所に収蔵し詰め込みすぎても保管状況としては良くないので、市民ギャラリーに展示をし、観ていただいています。

今後、議長からもお話がありましたが、現在のギャラリーが閉館した場合には、ギャラリーの機能は別の場所に移し存続していこうと考えています。市民ギャラリーには2つの機能があり、1つは市民の方の発表の場ということ。もう1つは、長谷川昂先生の作品のように鴨川市が持っている貴重な作品を市民の方々へ観ていただくという展示をする機能があると思います。理想は、その2つの機能が一緒の施設の中に確保出来れば良いと思うのですが、今後、計画を進めていく中の条件によって、今の段階で確約することを申し上げることは出来ません。教育委員会としては、2つの機能が今の市民ギャラリーと同じ規模で確保出来るかどうかは別として、市民の発表の場であることと鴨川市が所蔵している作品の展示場所としての2つの機能を併せ持つ施設にしていければということを検討していきたいと考えています。

（仲澤委員）

私は、各学校に作品が分散した場合、例えば、鴨川小の中に作品があったら、鴨川小学校区の方は観に行けるが、学校区が違う学校へは、行きたくても遠慮してしまう可能性があると思うので、作品は分散でなく、なるべく一カ所で展示をしたらいかがでしょうか。検討してください。

（井藤議長）

今のお話しの続きになりますが、西条小にもあります。

市民ギャラリーや市民会館といった施設の老朽化と言いますが、例えば、学校は統合でなくなっています。小湊小もなくなります。でも、耐震工事は行ったばかりです。そういう跡地は利用できないのでしょうか。太海小は何も使っていません。そういう今ある施設で、耐震工事が終わっている施設がいくつもあるのではないのでしょうか。そういう所を使っていくていいのではないかと考えます。

（石田議長）

はい。以前、曾呂小に移転する話がありましたよね。その後、どうなりましたか。

（事務局：石川課長）

今、井藤委員のお話にもありましたが、鴨川市内の遊休施設をどのように活用していくかというようなことを市全体で検討しています。2年ほど前には、曾呂小に市民ギャラリーの機能を移転させるという計画もありましたが、現在は、市全体のバランスをみて市内の遊休施設を有効に活用していこうという検討が進められています。

（浅田委員）

子ども達の作品の発表の場がなくなるのは残念なので、発表の場は、確保していただきたい。また、作品は分散するより1つの場所にあって、子ども達の発表の場と一緒に見学出来れば、一番の理想というか、効率が良いと思います。

小湊小の話も出ましたが、小学校だけでなく、幼稚園と保育園も閉園になるので、そういう所も参考にいただければと思います。

（高橋委員）

本当に、その通りだと思います。

長谷川先生の作品は、ものすごく価値があり、それは、我々市民一人一人の財産ではないか。鴨川市民全体の財産であるという観点に立って、色々なことを決めていただきたい。川井勝美さんの絵画も同様に貴重な市民共有の財産であることを基本において、展示などを考えていただきたい。また、市民ギャラリーの機能は、文化祭など必ずどこかの場所を利用して行くので、ギャラリーの機能は必ず残していただきたい。お願いします。

前回、市民ギャラリーに関しては、人件費の関係を話したと思う。公民館や出先機関を使用する場合に、人員配置や必要経費がいくらかかるというようなこと。出来る限り、利便性など加味して運用していただきたいと思います。

（石田議長）

他にご意見はございますか。

（仲澤委員）

今の話の続きになりますが、鴨川市を発展させるための観光の一端になります。執行部としてそういうことも踏まえて考えてください。観光の一端にもなれば、鴨川市が潤うことも考えられます。子ども達の場合だけでなく、大きく考えて鴨川市の発展のためになるのではないかと。これだけ有名な人の作品なので、全国的にも慕ってくれる人がいるでしょうから、そういう人に呼びかければ観光の一端になると思います。よろしくお願いします。

（石田議長）

他にご意見はございますか。では、私から。

例えば、どういう周期で考えているのか。100年、200年、300年という周期で考えたときに、とういう管理をしていった方が良いのか。学校の子供達に観てもらふことはすごく意味のあることで、色々な作品を回していけばいいことだと思う。作品の維持管理という意味では、どこかで一元管理が出来て、例えば、子ども達が遠足で市民ギャラリーに行けば、長谷川先生についてしっかり勉強も出来る。

今まであったギャラリーをもっと発展させる施設、あるいは維持を仲澤委員の言った観光も含めて考えてはどうか。財政的な面で頓挫していると思うが、市民会館や市民ギャラリーといった社会教育、文化的関係が回って行くことを食い止めないで市の文化度が下がってしまう。社会教育施設関連は、頑張らなければならないと思う。そこは、しっかり社

会教育委員の意見としてぶつけていただきたい。

（事務局：石川課長）

貴重なご意見をありがとうございます。

長谷川昂先生の作品に限らず、鴨川市が所蔵する色々な作品は市民一人一人の財産であるという気持ちで、これから協議を進めていきたいと思います。長谷川昂先生の作品は市民の宝だという気持ちを持つ市民が一人でも増えるように活用していきたいと思います。

また、議長のお話のとおり、一定期間を置いて作品を収蔵または展示するということであれば、維持管理も出来ると思います。同じ所にずっと置いておくのは、保全の上でもあまり良くないと思うので、うまくローテーションさせて無理な状況にならないように、そういうことも念頭に置きながら活用をしていきたいと思います。

（石田議長）

他にご意見ございますか。

無ければ、以上で審議を終わります。

5. 連絡・その他

皆さんの任期は、平成 31 年 5 月 31 日までです。任期が迫りましたら、事務局からご連絡いたします。

（事務局：岡安）

それでは、『平成 30 年度第 2 回鴨川市社会教育委員会議』全日程を終了させていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。

6. 閉会

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により、会議録の確認をいたしました。

会議録署名人

鴨川市社会教育委員 井藤 機句男